

副本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号  
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外2名

令和4年12月26日

## 証 抱 説 明 書

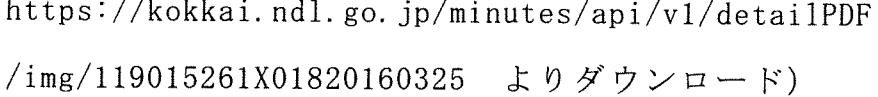
富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	神 田 光	
同	渡 辺 伸	
補助参加人訴訟代理人弁護士	江 口 正	
同	池 田 秀	
同	八 木	
同	川 島	

上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

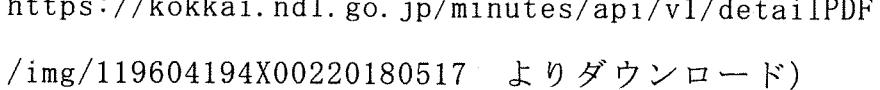
記

乙第157号証

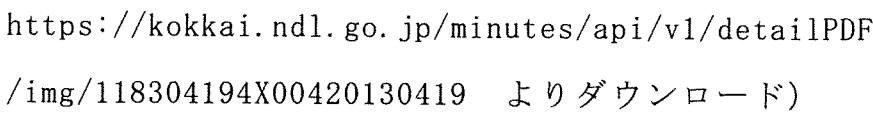
証拠の標目	第百九回国会参議院予算委員会会議録第十八号 (抜粋) (国会会議録検索システム <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119015261X01820160325">https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF</a> よりダウンロード) 〔1, 31頁〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月19日
作 成 者	参議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、平成28年3月25日に開催された参議院予算委員会の議事録である。  本書証によって、田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）は、「コアキャッチャーというのは、基本的には、仮に燃料が溶けた場合、いわゆるメルトダウンした場合に格納容器を保護するというために造ってあります、これと同等の、格納容器を冷却するとか溶けた燃料を冷却するとか、そういうことで格納容器を保護する機能というのは、規制の中で要求をして大体そういう対応をしていただいているということでご

	ざいます」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2) 才脚注8（12頁）：本書証31頁）を明らかにする。
--	---

乙第158号証

証拠の標目	第百九十六回国会衆議院原子力問題調査特別委員会議録第二号（抜粋） (国会会議録検索システム <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119604194X00220180517">https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF</a> よりダウンロード) [1, 12頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年6月12日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、平成30年5月17日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会の議事録である。  本書証によって、更田豊志・原子力規制委員会委員長（当時）は、「特定重大事故等対処施設で整備する施設も、航空機対策に対して二重格納容器と同等の性能を備えていることを確認したところであります。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)才脚注8（12頁）：本書証12頁）を明らかにする。

乙第159号証

証拠の標目	第百八十三回国会衆議院原子力問題調査特別委員会議録第四号（抜粋） (国会会議録検索システム <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118304194X00420130419">https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF</a> よりダウンロード) [1, 5, 6, 13頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年5月13日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、平成25年4月19日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田中委員長は、「我が国においては、自然現象、地震とか津波とかさまざまな火山とか、ほかの国にはないような厳しい外的状況がありますので、そういう対策につきまして一つ一つ対応ができるように今回の規制基準はつくられております。そういうことで、国際的にも十分たえられるような基準になっているというふうに自覚しております。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)カ脚注9（13頁）：本書証5頁）</li> <li>・田中委員長は、「炉心損傷を防止する対策、また、それが破られた場合に格納容器を維持する対策、さら</li> </ul>

にそれが破れた場合には、ベントシステムによつて、放射能が外に出る量を管理する対策、それから、その拡散を抑制する対策というふうに、多重の防護措置が必要になります。米国では、そういういた対策は主に可搬設備によって対応するというふうになっております。ヨーロッパは、比較的、恒設的な設備を導入しております。今回、私どもはその両方を要求しております。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)カ脚注9（13頁）：本書証6頁）

・田中委員長は、「IAEAの基準、NRCの基準、それからフランスの基準、いろいろな等々を基本にして、我が国の新しい基準の策定を行ってまいりました。さらに、先ほども一度申し上げましたけれども、我が国の自然環境の厳しさといいういわゆる外的な要因、地震、津波とか、そういうことについても十分に配慮しましてつくってまいりました。そういう意味では、現時点では十分に世界最高レベルの基準になっているというふうに思いますが、安全にゴールはないというのも一つの基本的な考え方でございまして、これにつきましては、安全目標という議論を公開の場でさせていただきまして、常に、より高みを目指した、安全を目指した取り組みを続けましょうということで、今、そういう考え方で臨んでおります。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)カ脚注9（13頁）：本書証13頁）

乙第160号証

証拠の標目	第百八十六回国会衆議院原子力問題調査特別委員会議録第九号（閉会中審査）（抜粋） (国会会議録検索システム <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118604194X00920140807">https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118604194X00920140807</a> よりダウンロード) [1, 16, 20頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月21日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、平成26年8月7日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・田中委員長は、「地震、津波、あるいは先ほど来議論になっております火山といった自然現象の想定、あるいは重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しております。この規制基準に合致したと判断できる川内原発については、福島のような事故を二度と繰り返さないことをを目指した高いレベルの安全性を有するということは申し上げることができます。一方、事故は起こらないと思ってしまいますと、これは安全性向上の努力が停止してしまう、いわゆる安全神話に陥ってしまうということになりますので、そういうことは申し

	<p>上げません。ただし、安全追求に終わりはなくて、一層の安全追求をしていく、事業者にもそのことを求めていくということで、当委員会としても不斷の努力をしていくという所存でございます。その意味で、世界最高水準の安全性は担保されたというふうに考えております。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)カ脚注9（13頁）：本書証16頁）</p> <p>・田中委員長は、「福島第一原発の教訓をきちっと踏まえ、あるいはI A E Aとか外国の規制基準を参考にし、また、我が国の自然条件を考慮、勘案して、総合的に見て最も厳しい水準にあると思っています。具体的に申し上げますと、今回、福島の事故でいわゆる外部電源全喪失、S B Oということが起こりましたので、こういったことに耐えられるように、かなり多重で多様性のある電源確保策を求めております。電源喪失期間につきましても、フランスとかアメリカでは三日程度を想定していますけれども、今回は、一週間は少なくとももつのような電源の準備をしていただくということ、それから、移動用の電源車も複数用意していただくというふうなことをしております。」と述べていること（準備書面⑩第2の2(2)カ脚注9（13頁）：本書証20頁）</p>
--	---

乙第161号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号発電用原子炉施設の変更) (抜粋) [1, 2, 8-4-1ないし8-4-34, 8-8-1ないし8-8-44頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月12日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に提出した申請書である（本書証の抜粋元は乙第124号証及び乙第151号証と同一である）。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助参加人は、本件原子力発電所において、外部電源について、志賀中能登線（500キロボルト送電線2回線）及び志賀原子力線（275キロボルト送電線2回線）を中能登変電所に、赤住線（66キロボルト送電線1回線）を若葉台変電所にそれぞれ接続し、さらに、それぞれ本件原子力発電所内で異なる開閉所に接続して受電するほか、碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用するなど、受電系統の強化を行っていること（準備書面⑩第2の4(2)（16頁）：本書証8-8-1ないし8-8-8頁）</li> <li>・補助参加人は、本件原子力発電所において、設計基準対象施設として、非常用ディーゼル発電機及び蓄</li> </ul>

	<p>電池を設けた上で、新たに重大事故等対処施設として、福島第一原子力発電所事故のような全交流動力電源喪失が発生することのないよう、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機4500キロボルトアンペア×1台）及び可搬型代替交流電源設備（低圧電源車1100キロボルトアンペア×3台）を設けるとともに、所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池3組）及び可搬型代替直流電源設備（直流給電車及び高圧電源車）を設け、重大事故等の収束に必要な容量を確保していること（準備書面⑩第2の4(2)（16, 17頁）：本書証8-8-9ないし8-8-24, 8-8-36ないし8-8-38頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉隔離時冷却系により、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、復水貯蔵タンク水を原子炉に注水することとしているところ、原子炉隔離時冷却系は原子炉内の蒸気を駆動源としていることから、全交流動力電源喪失、常設直流電源喪失した場合であっても、可搬型代替直流電源設備からの給電又は手動操作により、高圧注水が必要な期間にわたって運転を継続することができること（準備書面⑩第2の5(2)イ（20頁）：本書証8-4-12頁）</li> <li>・補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉</li> </ul>
--	---

	<p>冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備として、代替自動減圧系を設けているところ、当該設備は、常設直流電源喪失した場合でも、可搬型代替直流電源設備から給電できる設計としており、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、確実に原子炉を減圧することができること（準備書面⑩第2の5(2)イ(20, 21頁)：本書証8-4-12, 8-4-13頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、常設代替低圧注水系（常設代替低圧ポンプ（1台当たりポンプ容量・約280立方メートル毎時×2台）及び復水移送ポンプ（1台当たりポンプ容量・約100立方メートル毎時×3台））並びに可搬型代替低圧注水系（可搬型代替低圧ポンプ：1台当たりポンプ容量・約120立方メートル毎時×8台）を設けているところ、常設代替低圧ポンプは全交流動力電源喪失した場合であっても常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）からの給電が可能であり、可搬型代替低圧ポンプ（消防車）はもとより電源を必要とせず、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉に注水することができる</li> </ul>
--	--

	<p>きること（準備書面⑩第2の5(2)イ（21頁）：本書証8-4-13, 8-4-14, 8-4-27頁）</p> <p>・補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、常設代替低圧注水系及び可搬型代替低圧注水系により原子炉に注水できる設計とし、十分な冷却能力を確保していること（準備書面⑩第2の5(4)イ（24頁）：本書証8-4-13, 8-4-14, 8-4-27頁）</p>
--	---

乙第 162 号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について  (補助参加人ウェブサイト  <a href="https://www.rikuden.co.jp/press/attach/1810310301.pdf">https://www.rikuden.co.jp/press/attach/1810310301.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 30 年 10 月 31 日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである（本書証の印刷元は原告ら提出の甲第 21 号証と同一であるが、カラーで印刷したものである。）。</p> <p>本書証によって、補助参加人が、新規制基準適合性確認審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえ、本件原子力発電所において、残留熱除去ポンプが使用できない状況下でも冷却を行うことができる「代替残留熱除去設備」や、全交流動力電源が喪失し、かつ、原子炉隔離時冷却ポンプが使用できない場合においても、原子炉の蒸気で駆動し交流電源を必要とすることなく冷却を行うことができる「代替高圧注水設備」の設置を進めていること（準備書面⑩第 2 の 5(2)イ（23 頁））を明らかにする。</p>